

周知依頼メール

1 件目

全国中小企業団体中央会より

本会对し、下記の通り周知の依頼がありましたので、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

添付の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

- ① 最低賃金の引上げに向けた業務改善助成金について
- ② 「過労死等防止対策推進シンポジウム」について
- ③ 家庭に関する学科等で学ぶ生徒の採用について
- ④ 令和 7 年度「女性に対する暴力をなくす運動」について

- ① 最低賃金の引上げに向けた業務改善助成金について

【厚生労働省労働基準局長より】

令和 7 年度の地域別最低賃金につきましては、10 月 1 日から順次発効され、一定の事業または職業に係る特定最低賃金についても、今後改定・発行が予定されています。業務改善助成金を拡充していますので周知をお願いいたします。

▼業務改善助成金拡充リーフレット [1.2MB]

▼令和 7 年度地域別最低賃金全国一覧 [41KB]

▼平成 14 年度から令和 7 年度までの地域別最低賃金改定状況 [22KB]

▼最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 [717KB]

■最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業 | 厚生労働省

■労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 | 公正取引委員会

(参考) 令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針 (令和 7 年 4 月 22 日閣議決定)

(参考) 都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)所在地一覧 | 厚生労働省

- ② 「過労死等防止対策推進シンポジウム」について

【厚生労働省労働基準局長より】

厚生労働省では 11 月を「過労死等防止啓発月間」とし、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催しています。

本シンポジウムは、過労死等を防止するためのヒントとなるよう、メンタルヘルスの専門家の講演や過労死等で大切なご家族を亡くされた方の経験談を講演いただいております。今年度

も特設サイトを開設し、企業等の参加者を広く募集しています。参加推奨のご協力をお願いいたします。

~~~~~

#### 実施概要

内 容：過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ  
過労死等の現状や課題、防止策について考えます

日 時：2025 年 11 月（参加会場をご参照ください）

会 場：47 都道府県 48 会場（東京は 2 会場）

参加費：無料（事前申込、先着順）

申込先：過労死等防止対策推進シンポジウム

▼過労死等防止啓発ポスター [7.4MB]

▼過労死等防止啓発パンフレット [2.1MB]

▼過労死等防止啓発リーフレット [1.5MB]

■11 月は「過労死等防止啓発月間」です | 厚生労働省

（参考）過重労働解消キャンペーン | 厚生労働省

#### 【お問い合わせ先】

厚生労働省シンポジウム事業受託事業者（株）プロセスユニーク

0570-026-027（専用ナビダイヤル）

E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

#### ③ 家庭に関する学科等で学ぶ生徒の採用について

##### 【全国高等学校長協会家庭部会理事長より】

全国高等学校協会家庭部会では、例年「家庭に関する学科等で学ぶ生徒の採用に関する要望書」ならびに関係資料を作成し、家庭に関する学科等で学ぶ生徒に対しての就職確保を支援しております。

■全国高等学校長協会家庭部会・家庭科技術 保育技術検定（公財）全国高等学校家庭科教育振興会

■全国高等学校家庭クラブ連盟 FHJ

▼家庭科技術検定のしおり<<内容見本(PDF)

④ 令和7年度「女性に対する暴力をなくす運動」について

【内閣府男女共同参画局長より】

本来、暴力は、性別を問わず決して許されるものではないですが、暴力の現状や我が国の社会構造の実態（女性に対する人権の軽視）から、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

内閣府男女共同参画推進本部では、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

■令和7年度 女性に対する暴力をなくす運動 | 内閣府男女共同参画局

▼令和7年「女性に対する暴力をなくす運動」リーフレット

▼「そのとき、私たちにもできることがある。」 令和7年度 女性に対する暴力をなくす運動 啓発動画

【お問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局

男女間暴力対策課 鈴木、八木、阿部

T E L : 03-5253-2111（内線 37579、37560）

E-mail : i.danjo-e-vaw@cao.go.jp

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

〒104-0033

東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル 5F

TEL : 03-3523-4903

E-mail : roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp

2件目

経済産業省より

平素より大変お世話になっております。

経済産業省 中小企業庁 取引課でございます。

この度は、サプライチェーン全体での支払の適正化についての周知のお願いのため、ご連絡いたしました。

つきましては、貴団体におかれまして、下記要請文を会員企業の皆様に周知いただきたく、御依頼申し上げます。

また、各団体から周知・依頼を受けた企業におかれては、代表者の方から現場の調達担当の方々まで本要請文の趣旨を周知・徹底いただくよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

御査収のほど、何卒よろしくお願いいたします。

## 記

サプライチェーン全体での支払の適正化について

物価上昇に負けない賃上げの原資を確保できるようにするため、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる取引環境の整備が重要であることから、令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布されました。この改正法は、令和8年1月1日に施行され、下請代金支払遅延等防止法は、中小受託取引適正化法（以下「取適法」といいます。）となります。

取適法では、令和8年1月1日以降に発注される製造委託等に係る代金の支払について、手形払を禁止するとともに、電子記録債権や一括決済方式といったその他の支払手段についても支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難なものを禁止しています。

取適法の施行に伴い、製造委託等代金を支払う事業者が、そのサイトを円滑に短縮するためには、自らが受け取る代金のサイトが短縮されることはもとより、その川上の事業者も含めたサプライチェーン全体でサイトが短縮されることが重要となります。

そのため、取適法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でのサイト短縮の取組や、サイトの短縮に取り組む事業者の資金繰りへの影響にも配慮する必要があります。

貴団体におかれましては、これらの取組を推進するため、傘下会員に対し、下記を周知・要請いただくよう、御協力をお願いいたします。

## 記

### 【サプライチェーン全体での支払の適正化について】

支払の適正化を図るため、傘下会員に対し、以下を周知・要請する。

1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して60日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること（例えば、

物品等の受領日から起算して 60 日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。).

2. 取適法対象外の取引についても、サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算して 60 日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする等、サプライチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努めること。

以上

■本件担当

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課（担当：水田・新川・保田）

TEL：03-3501-1669

E-mail：bzl-s-chuki-torihiki@meti.go.jp

=====

経済産業省

中小企業庁 事業環境部 取引課

保田 優太

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号

TEL：03-3501-1669（直通）

=====

3 件目

経済産業省文化創造産業課より

お世話になっております。経済産業省文化創造産業課の木村です。

公正取引委員会・中小企業庁により開催されます、下請法・下請振興法の改正内容についての説明会について、開催案内がございました。

そのため、周知の御協力を依頼させていただきたく、御連絡を差し上げました。

今般の通常国会におきまして、令和 7 年 5 月 16 日に下請法・下請振興法改正法が成立し、令和 8 年 1 月 1 日から施行されます。改正に伴い新たな規制・措置が講じられ、これまで下請法・下請振興法の適用対象外であった事業者や取引内容も、適用対象となる場合があります。

つきましては、公正取引委員会・中小企業庁共同で改正下請法（取適法）及び改正下請振興法（振興法）についての改正ポイント説明会を開催いたしますので、御多忙の折に誠に恐縮

ではございますが、貴団体におかれまして、下記の御案内文を会員企業の皆様に周知いただきたく、御依頼申し上げます。

なお、こちらの説明会の内容は、10月に開催された説明会と同一のものです。

案内文：<https://kinkid-s.jp/news/2025.11.10-2.docx>

=====

#### 【説明会概要】

- ・日程①令和7年11月14日（金）16:00-17:30（説明60分、質疑30分）
- ・日程②令和7年12月2日（火）10:30-12:00（説明60分、質疑30分）
- ・実施方式：対面またはオンライン（※対面は定員が200名となっており、先着順となっております。）
- ・登録方法：対面参加の場合、添付した御案内文のリンクまたはQRコードより参加申込フォームに御回答ください。オンライン配信の視聴の場合、お申込は不要となりますので、説明会当日に御案内文に記載されたリンクをクリックし、御参加ください。

#### 【法改正の概要について】

下請法・下請振興法の改正の概要はこちらからも御確認いただけます。

（解説動画）<https://youtu.be/jckOTG0f9uQ>

（ガイドブック）<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

（リーフレット）[https://www.jftc.go.jp/file/toriteki\\_leaflet.pdf](https://www.jftc.go.jp/file/toriteki_leaflet.pdf)

こちらの説明会について何か御不明な点がございましたら、担当課であります、中小企業庁取引課（03-3501-1669）まで遠慮なくお尋ねください。引き続きよろしくお願いいたします。

△□○\*\*\*\*\*

経済産業省 商務・サービスグループ

文化創造産業課

木村 綾（きむら あや）

Tel：（課直通）03-3501-1750

（本人直通）050-3111-9037

Mail：kimura-aya1@meti.go.jp

\*\*\*\*\*

全国中小企業団体中央会より

いつもお世話になっております。

本会对し、下記の通り周知の依頼がありましたので、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

添付の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

電子申請サービスの開始について

【全国健康保険協会より】

協会けんぽでは、令和 8 年 1 月より各種手続きについて、インターネットを利用して申請することができる「電子申請サービス」を開始いたします。

※電子申請手順、操作ガイドにつきましては、現在準備中です。詳細に関しましては、下記 URL を参照願います。

■電子申請サービスについて（令和 8 年 1 月 13 日開始予定） | 広報・イベント | 全国健康保険協会

令和 8 年 1 月 13 日サービス開始予定

平日 8:00 ～ 21:00

（平日の上記時間外および土日祝日、年末年始 12/29～1/3 はご利用できません。）

▼リーフレット 加入者のみなさまへ

▼都道府県支部 | 全国健康保険協会について | 全国健康保険協会

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

〒104-0033

東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル 5 F

TEL：03-3523-4903

E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp